

東大和市立みのり福祉園条例を廃止する条例

東大和市立みのり福祉園条例（昭和59年条例第10号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に、この条例による廃止前の東大和市立みのり福祉園条例（以下「旧条例」という。）第3条に規定する事業を利用した者に係る旧条例第7条に規定する使用料等については、なお従前の例による。